平成　　年　　月　　日

**マイナンバー制度に伴うお知らせ**

　　　（ 会　社　名 ）

代表取締役　＿＿＿＿＿＿＿＿

　平成28年1月よりマイナンバー制度が開始することになりました。マイナンバーとは住民票を持つ国民全員に一人ずつ付与され、税、社会保障、災害対策といった分野に利用されます。

　この皆様のマイナンバーを記録された「通知カード」が平成27年10月より各市町村から順次簡易書留で郵送されます。

　通知カードは皆様の住民票上の住所に送られてきますので、まずは住民票の住所をチェックして、現在住んでいるところと住民票の住所が異なる場合には、住民票の異動の手続きを行ってください。

　尚、通知カードが手元に届きましたら、**重要に保管し、誤って廃棄することのないよう**にしてください。

　皆様のマイナンバーは、会社が行う社会保険や税務処理で利用する必要があり、社会保険や税の決められた書類にマイナンバーを記載することは、法令で定められた義務となっています。

　追って会社より皆様のマイナンバーについての利用目的を示した上で、通知カードの写しを会社に提出していただきますので、スムーズな提供にご協力ください。

**また、会社並びに会社の顧問税理士、社会保険労務士その他何らかの関係を持つ者や会社から本通知以外でマイナンバーを問い合わせすることは一切ございませんのでご留意ください。**

以上